

2018年 7月10日

《大阪北部地震・西日本豪雨》により被災された 皆様のコープ共済掛金の特別措置について

このたびの大阪北部地震ならびに西日本豪雨により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この災害に伴い、日本コープ共済生活協同組合連合会より、2018年6月以降、大阪北部の一部地域に居住する共済契約者様と、2018年7月以降、鳥取県、広島県、岡山県の一部の地域に居住する共済契約者様に、共済掛金の払込猶予期間延長の取り扱いをします。下記の特別措置の内容に該当する方がおられましたら、所属生協の支部・センターまでご連絡をお願いします。

対象商品（大阪北部地震・西日本豪雨災害）

- 《たすけあい》《あいぷらす》《終身生命》《終身医療》《個人賠償責任保険》を対象とします。
- 《火災共済》は、全労済の取り扱い基準（災害救助法の適用に関わらず、災害の程度により、都度、掛金払込猶予期間の延長を設けるかどうかを判断）に準じることとします。

大阪北部地震災害該当地区

適用災害名	災害救助法の適用月	適用商品	適用地域	適用となる期間	申し出受付期間
地震災害	2018年6月	《たすけあい》 《あいぷらす》 《ずっとあい》	【大阪府】	2018年6月 ～ 2018年11月	2018年6月 ～ 2018年12月
			大阪市（おおさかし）		
			豊中市（とよなかし）		
			吹田市（すいたし）		
			高槻市（たかつきし）		
			守口市（もりぐちし）		
			枚方市（ひらかたし）		
			茨木市（いばらきし）		
			寝屋川市（ねやがわし）		
			箕面市（みのおし）		
			摂津市（せつし）		
			四條畷市（しじょうなわてし）		
			交野市（かたのし）		
三島郡島本町（みしまぐんしまもとちょう）					

対応内容

- 2018年6月に対象地域で被災により、共済契約者より継続希望の申し出があった場合、2018年11月引落日まで、共済掛金の払込猶予期間延長を行います。
- 2018年12月5日引落日の《たすけあい》《あいぷらす》《個人賠償責任保険》、2018年12月26日引落日の《終身生命》《終身医療》は未収分を一括請求します。
- 2018年12月以前に共済請求を再開される場合は、所属生協の支部・センターまでご連絡をお願いします。

西日本豪雨災害該当地域

適用災害名	災害救助法の適用月	適用商品	適用地域	適用となる期間	申し出受付期間
大雨災害	2018年7月	《たすけあい》 《あいぶらす》 《ずっとあい》	【鳥取県】	2018年7月 ～ 2018年12月	2018年7月 ～ 2019年1月
			鳥取市(とっとりし)		
			八頭郡若桜町(やずぐんわかさちょう)		
			八頭郡智頭町(やずぐんちづちょう)		
			八頭郡八頭町(やずぐんやずちょう)		
			東伯郡三朝町(とうはくぐんみささちょう)		
			西伯郡南部町(さいはくぐんなんぶちょう)		
			西伯郡伯耆町(さいはくぐんほうきちょう)		
			日野郡日南町(ひのぐんにちなんちょう)		
			日野郡日野町(ひのぐんひのちょう)		
			日野郡江府町(ひのぐんこうふちょう)		
			【広島県】		
			広島市(ひろしまし)		
			呉市(くれし)		
			竹原市(たけはらし)		
			三原市(みはらし)		
			尾道市(おのみちし)		
			福山市(ふくやまし)		
			府中市(ふちゅうし)		
			東広島市(ひがしひろしまし)		
			江田島市(えだじまし)		
			安芸郡府中町(あきぐんふちゅうちょう)		
			安芸郡海田町(あきぐんかいたちょう)		
			安芸郡熊野町(あきぐんくまのちょう)		
			安芸郡坂町(あきぐんさかちょう)		
			【岡山県】		
			岡山市(おかやまし)		
			倉敷市(くらしきし)		
			玉野市(たまのし)		
			笠岡市(かさおかし)		
			井原市(いはらし)		
			総社市(そうじゃし)		
			高梁市(たかはしし)		
			新見市(にいみし)		
			瀬戸内市(せとうちし)		
			赤磐市(あかいはし)		
			真庭市(まにわし)		
			浅口市(あさくちし)		
			都窪郡早島町(つくぼぐんはやしまちょう)		
			浅口郡里庄町(あさくちぐんさとしょうちょう)		
			苫田郡鏡野町(とまたぐんかがみのちょう)		
			英田郡西粟倉村(あいだぐんにしあわくらそん)		
			加賀郡吉備中央町(かがぐんきびちゅうおうちょう)		
小田郡八掛町(おだぐんやかけちょう)					

対応内容

- (1) 2018年7月に対象地域で被災により、共済契約者より継続希望の申し出があった場合、2018年12月引落日まで、共済掛金の払込猶予期間延長を行います。
- (2) 2019年1月7日引落しの《たすけあい》《あいぷらす》《個人賠償責任保険》、2019年1月28日引落しの《終身生命》《終身医療》は未収分を一括請求します。
- (3) 2019年1月以前に共済請求を再開される場合は、所属生協の支部・センターまでご連絡をお願いします。